

石川県公報

令和2年8月4日

第13328号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	3
○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	1	○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	1	○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同)	3
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同)	2	○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	3
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	公 告	
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	2	○石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託に係る企画提案書の募集公告 (消防保安課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の居宅介護事業所の廃止の届出 (同)	2	○地域登録検査機関の変更の届出の公告 (農業政策課)	5
		○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	6
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	6

告 示

石川県告示第265号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
津山クリニック	白山市北安田町1270番地	令和2年6月1日

石川県告示第266号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
津山クリニック	白山市北安田町1270番地	令和2年6月1日

石川県告示第267号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
津山クリニック	白山市北安田町1270番地	令和2年5月31日

石川県告示第268号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
津山クリニック	白山市北安田町1270番地	令和2年5月31日

石川県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
塩谷 隆策	白山市湊町レ部33-1	しおのやクリニック 呉竹デイケアセンター	白山市湊町レ部33-1	令和2年 6月1日
楓の家株式会社	七尾市南ヶ丘町64番地	グループほーむ 楓の家	七尾市南ヶ丘町64番地	令和2年 7月1日

石川県告示第270号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
塩谷 隆策	白山市湊町レ部33-1	しおのやクリニック 呉竹デイケアセンター	白山市湊町レ部33-1	令和2年 6月1日
楓の家株式会社	七尾市南ヶ丘町64番地	グループほーむ 楓の家	七尾市南ヶ丘町64番地	令和2年 7月1日

石川県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
池田 正行	加賀市松が丘1-21-11	松が丘薬局	加賀市松が丘1-21-11	令和2年 6月30日

石川県告示第272号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり居宅介護事業所を廃止した旨の届出があった。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
池田 正行	加賀市松が丘1-21-11	松が丘薬局	加賀市松が丘1-21-11	令和2年 6月30日

石川県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
大黒 美実	m i m i 接骨院	野々市市御経塚3丁目71-2 ノーザンプロスタ101	令和2年7月13日

石川県告示第274号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

氏 名	名 称	所 在 地	指定年月日
大黒 美実	m i m i 接骨院	野々市市御経塚3丁目71-2 ノーザンプロスタ101	令和2年7月13日

石川県告示第275号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	この世の果て、数多の終焉 (原題) LES CONFINS DU MONDE (TO THE ENDS OF THE WORLD)	キノフィルムズ (フ ラ ン ス)

”	カサノバ ～最期の恋～ (原題) DERNIER AMOUR (CASANOVA, LAST LOVE)	ギ ャ ガ (フランス、ベルギー、アメリカ)
”	ペッティング・モンスター 快樂喰いまくり	オ ー ピ ー 映 画

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和2年8月4日

公 告

石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託に係る企画提案書の募集公告
次のとおり企画提案書の募集を実施する。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

(1) 業務名

石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託

(2) 業務内容

石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約日から令和3年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託仕様書のとおり

2 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度において、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (3) 令和2年8月4日(火)から契約の日までに県の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 役員(役員として登記又は届出をされていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。)と認められている者でないこと。
- (5) 航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項に規定する航空運送事業及び同法第123条第1項に規定する航空機使用事業の許可を受けている者であること。
- (6) 地方公共団体による消防防災ヘリコプターに係る運航管理業務の受託実績があり、又は消防防災ヘリコプターの運航管理業務に携わった実績を有する操縦士を雇用していること。

3 プロポーザルの手続に関する事項

手続の詳細については「石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務委託に係るプロポーザル実施要領」(以下「プロポーザル実施要領」という。)等によるものとし、配布の時期及び方法については次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和2年8月4日(火)から同月24日(月)まで

(2) 配布する方法

次のいずれかの方法により配布する。

ア 書面による配布

6 問合せ先において配布する。ただし、石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、午前9時から午後5時までとする。

イ 電磁的方法による配布

石川県危機管理監室消防保安課ホームページ（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/index.html>）に掲載し、ダウンロードする方法により配布する。

4 参加申請に関する事項

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル実施要領に定める企画提案参加申請書等を提出期限までに提出すること。
- (2) 提出期限
令和2年8月24日（月）午後5時
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留その他到着を確認できる方法によるものとし提出期限内必着とする。）
- (4) 提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室消防保安課
- (5) 企画提案への参加可否に関する審査
申請内容を確認のうえ速やかに通知する。

5 企画提案書の提出に関する事項

- (1) 本プロポーザルに参加を希望する者（企画提案への参加を認められた者に限る。）は、プロポーザル実施要領に定める企画提案書を提出期限までに提出すること。
- (2) 提出期限
令和2年9月7日（月）午後5時
- (3) 提出方法
持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留その他到着を確認できる方法によるものとし提出期限内必着とする。）
- (4) 提出場所
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室消防保安課

6 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県危機管理監室消防保安課
電話 076-225-1481
E-mail e170700@pref.ishikawa.lg.jp

地域登録検査機関の変更の届出の公告

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から、次のとおり登録事項の変更の届出があった。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

石川かほく農業協同組合
西川 一郎
河北郡津幡町字清水チ329番地

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
松 橋 啓 祐	かほく市指江ト4	玄米、大麦、大豆

(2) 登録台帳に記帳された事項を変更した者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
高 森 静 香	かほく市白尾ラ12-7	玄米、大麦、大豆、そば

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

野々市農業協同組合

西村 信夫

野々市市中林5-1-5

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に新たに記帳された者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
長 昌 史	金沢市黒田2丁目177-1 プログレッシン102号	玄米、大豆

1 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社荻島農園

笈 浩人

羽咋郡宝達志水町荻島イ26-9

2 変更した事項

農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(1) 登録台帳に記帳されなくなった者

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
笈 浩 人	羽咋郡宝達志水町荻島イ26-9	玄米

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年8月4日

石川県知事 谷 本 正 憲

土 地 改 良 区 の 名 称	認 可 年 月 日
河 野 土 地 改 良 区	令 和 2 年 7 月 28 日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第83号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年8月4日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢中警察署管内の表に次のように加える。

892	私道	金沢市小立野 5 丁目 1 番 12 号先	金沢美術工芸大学方向から石引 1 丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
893	市道小立野 4 丁目線 16 号	金沢市小立野 4 丁目 7 番 36 号先	小立野文化会館方向から石引 1 丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	終日
894	市道小立野 5 丁目線 6 号	金沢市小立野 2 丁目 20 番 30 号先	旭町 3 丁目方向から石引 1 丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表 571 の項及び 572 の項を次のように改める。

571	市道玉川町線 2 号	金沢市玉川町 180 番地先	芳斉 2 丁目方向から本町 1 丁目方向への左折	自動車及び原動機付自転車	9 : 00 から翌 7 : 00 まで (土・日曜日、休日を除く。) 終日 (土・日曜日、休日に限る。)
572	市道武蔵町線 2 号	金沢市武蔵町 8 番 15 号先	下近江町方向から本町 1 丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	9 : 00 から翌 7 : 00 まで (土・日曜日、休日を除く。) 終日 (土・日曜日、休日に限る。)

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 金沢東警察署管内の表に次のように加える。

1062	市道玉川町線 2 号	金沢市玉川町 180 番地先	芳斉 2 丁目方向から本町 1 丁目方向への左折及び下近江町方向への直進	自動車及び原動機付自転車	7 : 00 から 9 : 00 まで (土・日曜日、休日を除く。)
1063	市道武蔵町線 2 号	金沢市武蔵町 8 番 15 号先	下近江町方向から本町 1 丁目方向への右折及び芳斉 2 丁目方向への直進	自動車及び原動機付自転車	7 : 00 から 9 : 00 まで (土・日曜日、休日を除く。)

別表第 4 (指定方向外進行禁止) 大聖寺警察署管内の表 44 の項を次のように改める。

44	削 除				
----	-----	--	--	--	--

別表第 11 (最高速度の指定) 白山警察署管内の表 167 の項を次のように改める。

167	市道田尻下林線	野々市市田尻町 53 番地先から野々市市田尻町 79 番地 1 先まで	約 300 メートル	毎時 30 キロメートル	終日	車両 (けん引③を除く。)
-----	---------	-------------------------------------	------------	--------------	----	---------------

別表第 18 (駐車禁止) 白山警察署管内の表 135 の項を次のように改める。

135	市道田尻下林線	野々市市田尻町 53 番地先から野々市市田尻町 79 番地 1 先まで	約 300 メートル	終日	車両
-----	---------	-------------------------------------	------------	----	----

